

第 13 回岩手県スポーツ推進審議会

日 時 平成 29 年 11 月 17 日（金）14：00～

場 所 岩手県民会館 第 2 会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 岩手県スポーツ推進計画（仮称）の策定について

(2) 諮問

(3) その他

4 その他

(1) 次期総合計画の策定について

(2) その他

5 閉 会

岩手県スポーツ推進審議会委員名簿

委員任期（平成28年6月23日～平成30年6月22日）

	氏 名	職 名 等	第13回 (H29第2回)
1	古 舘 英 彦	一戸町教育委員会教育長	出席
2	齋 藤 雅 博	岩手県商工会議所連合会副会長	欠席
3	平 藤 淳	公益財団法人岩手県体育協会副会長兼理事長	出席
4	清 川 義 彦	岩手県高等学校体育連盟理事長	出席
5	照 井 大 道	岩手県中学校体育連盟理事長	出席
6	菊 池 幸 子	岩手県スポーツ推進委員協議会副会長	出席
7	高 橋 敦 子	岩手県小学校体育研究会広報部員	出席
8	上 濱 龍 也	国立大学法人岩手大学教育学部教授	出席
9	菅 義 行	一般社団法人岩手県医師会常任理事	出席
10	村 田 奈 々	障がい者トップアスリート	欠席
11	早 野 みさき	北京オリンピックホッケー競技女子日本代表	出席
12	鈴 木 美智代	(公募委員) NPO法人前沢いきいきスポーツクラブ クラブマネージャー	出席
13	土信田 有 紀	(公募委員) カワイ体育教室岩手事務所、スタジオレッスンプ リーインストラクター	出席

岩手県スポーツ推進審議会 事務局出席者名簿

	所 属	職 名	氏 名	備考
1	政策地域部政策推進室	政策監	小 野 博	
2	政策地域部政策推進室	主査	登 坂 哲 人	
3	教育委員会事務局保健体育課	総括課長	荒木田 光 孝	
4	教育委員会事務局保健体育課	保健体育担当課長	川 村 守	
5	教育委員会事務局保健体育課	主任指導主事	菊 池 勝 彦	
6	教育委員会事務局保健体育課	主査	川 村 信	
7	文化スポーツ部	部長	上 田 幹 也	
8	文化スポーツ部文化スポーツ企画室	企画課長兼ふるさと振興監	畠 山 剛	
9	文化スポーツ部文化スポーツ企画室	主任主査	臼 井 宏	
10	文化スポーツ部スポーツ振興課	総括課長	工 藤 啓一郎	
11	文化スポーツ部スポーツ振興課	首席スポーツ振興専門員 兼競技スポーツ担当課長	谷 藤 節 雄	
12	文化スポーツ部スポーツ振興課	生涯スポーツ担当課長	星 野 俊 一	
13	文化スポーツ部スポーツ振興課	主任主査	粒 來 幸 次	
14	文化スポーツ部スポーツ振興課	上席スポーツ振興専門員	中 島 昭 博	
15	文化スポーツ部スポーツ振興課	上席スポーツ振興専門員	森 山 学	
16	文化スポーツ部スポーツ振興課	主査	神久保 貴 幸	

岩手県スポーツ推進計画（仮称）の策定について

1 計画策定の趣旨

スポーツ基本法第 10 条において、県は、スポーツ基本計画を参酌し、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとされています。

本県では、これまで「岩手のゴールドンプラン」や「岩手県生涯スポーツ振興計画」、「岩手県スポーツ振興計画」などを策定してきたところであり、現在は、「いわて県民計画」の中に定めるスポーツ分野に関する政策項目を地方スポーツ推進計画に位置付け、本県のスポーツの振興を図っています。

国において、スポーツ基本計画を平成 29 年 3 月に改定し、第 2 期スポーツ基本計画が策定されたことから、本県における地方スポーツ推進計画を見直すこととし、その内容の明確化を図るため、個別計画として策定するものです。

2 計画の役割

この計画は、スポーツ基本法に定める地方スポーツ推進計画として、県民をはじめ、市町村やスポーツ団体などと連携・協働し、スポーツを推進するよう、県のスポーツ推進の方向や具体的内容を示すものです。

3 計画の概要

(1) 計画期間

平成 31 年度（2019 年度）から平成 40 年度（2028 年度）の 10 年間とします。

(2) 計画の構成等

スポーツ基本法第 10 条に基づき、スポーツ基本計画を参酌した構成・内容とします。

(3) 計画の主な方向性

スポーツ基本法やスポーツ基本計画、次期総合計画などの考え方を踏まえ、今後、岩手県スポーツ推進審議会の意見をいただき検討していきます。

4 計画策定の進め方

(1) 岩手県スポーツ推進審議会

知事が岩手県スポーツ推進審議会に諮問を行い、審議会において、岩手県スポーツ推進計画（仮称）の基本的方向についての審議を行った上で、知事に答申を行います。

(2) 県民等からの意見聴取

策定過程を通じて、市町村、関係団体、県民への説明会を開催し、意見等を集め、反映します。

5 策定スケジュール

- | | |
|------------------|--|
| (1) 平成 29 年 11 月 | 岩手県スポーツ推進審議会へ諮問 |
| (2) 平成 30 年 6 月頃 | 岩手県スポーツ推進審議会の中間答申
計画（素案）の公表
市町村・関係団体への説明会の開催 |
| (3) 平成 30 年 9 月頃 | 計画（案）の公表
パブリックコメント、住民説明会の開催 |
| (4) 平成 31 年 1 月頃 | 岩手県スポーツ推進審議会の答申 |
| (5) 平成 31 年 2 月頃 | 計画の決定・公表、県議会へ報告 |

6 参考

岩手県スポーツ推進審議会条例（抜粋）

（設置）

第 1 条 スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 31 条の規定に基づき、岩手県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

スポーツ基本法（抜粋）

（地方スポーツ推進計画）

第 10 条 都道府県及び市町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 24 条の 2 第 1 項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第 31 条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

国と本県のスポーツに関する計画等の経緯

1 国の近年のスポーツに関する法律・計画等

○スポーツ立国戦略（平成 22 年度）

○スポーツ基本法（平成 23 年度）

- ・スポーツ権の確立
- ・国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明確化
⇒地方公共団体は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即した地方スポーツ推進計画を定めるよう努めること
- ・プロスポーツ、障害者スポーツについて明記 等

○スポーツ基本計画（平成 24 年度～平成 33 年度）

○第 2 期スポーツ基本計画（平成 29 年度～平成 33 年度）

2 本県のこれまでのスポーツに関する計画

○「岩手のゴールデンプラン」（計画期間：昭和 47 年度～昭和 58 年度）

○「岩手県生涯スポーツ振興計画」（計画期間：昭和 59 年度～平成 2 年度）

○「新岩手県生涯スポーツ振興計画」（計画期間：平成 3 年度～平成 10 年度）

○「岩手県スポーツ振興計画」（計画期間：平成 11 年度～平成 22 年度）

○「いわて県民計画」（計画期間：平成 23 年度～平成 30 年度）

本県のスポーツ推進に係る計画は、いわて県民計画に盛り込まれており、現在、第 3 期アクションプラン（平成 27 年度～平成 30 年度）を推進中。

- ・政策項目 26 健やかな体を育む教育の推進
- ・政策項目 33 豊かなスポーツライフの振興

○「岩手の教育振興」：県教育委員会（平成 22 年 3 月策定 ～平成 30 年度）

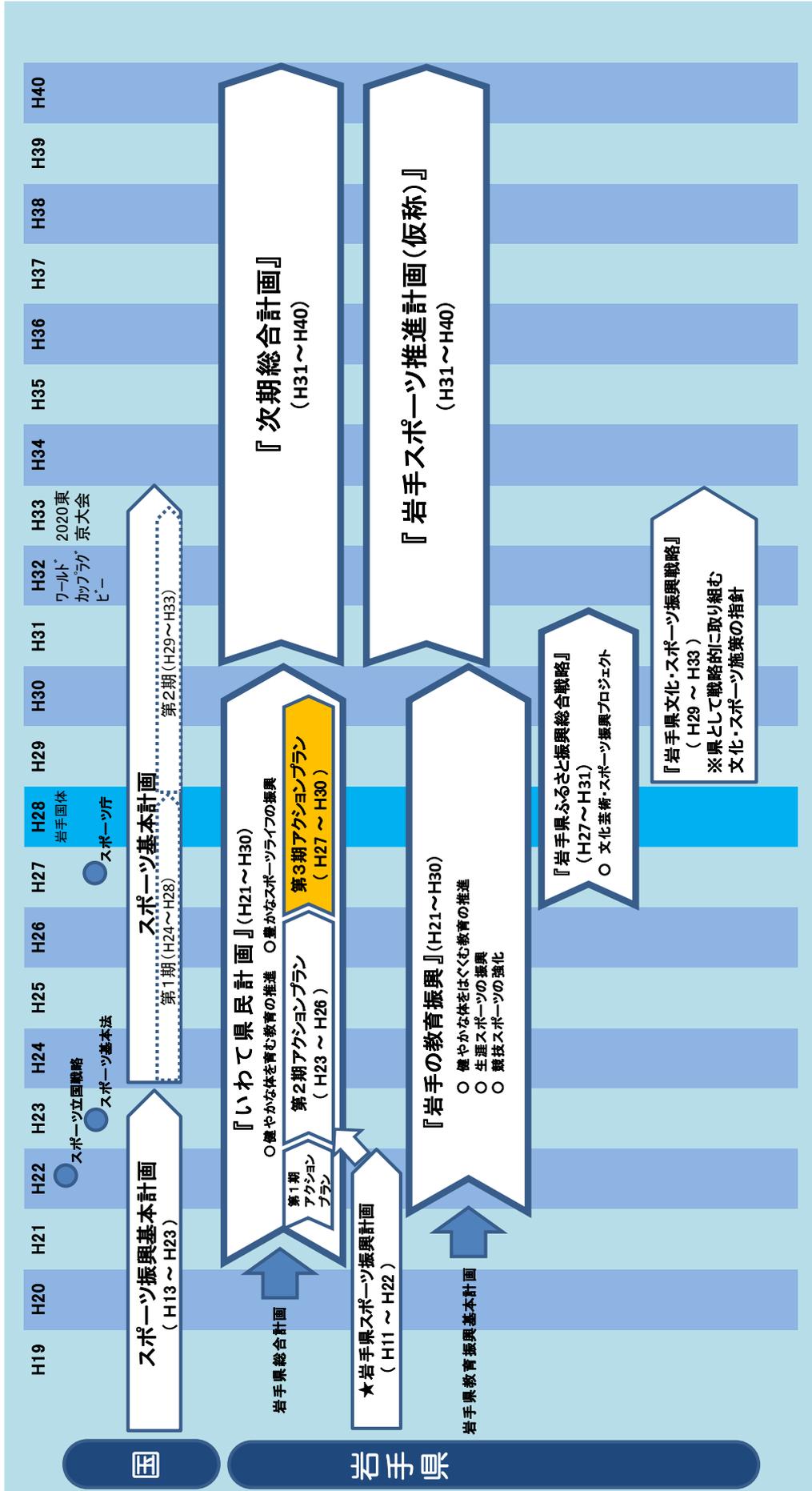
関連する計画として、「岩手の教育振興」に体育・スポーツの振興に関する施策

- ・健やかな体をはぐくむ教育の推進
- ・生涯スポーツの振興
- ・競技スポーツの強化

<「岩手県文化・スポーツ振興戦略」（計画期間：平成 29 年度～平成 33 年度）>



○「岩手県スポーツ推進計画（仮称）」（計画期間：平成 31 年度～平成 40 年度）



各計画の構成

資料1-3

国の第2期スポーツ基本計画(H29~33) 〔平成29年3月策定〕	いわて県民計画第3期アクションプラン(政策編)	岩手県スポーツ振興計画(H11~22)
第1章 第2期スポーツ基本計画の策定に当たって	No.26 健やかな体を育む教育の推進	◇ 計画策定の背景
1 スポーツ庁の創設と第2期スポーツ基本計画	1 みんなで目指す姿	I 生活を取り巻く社会状況の変化
2 第2期スポーツ基本計画の概要	現状	II 現状と課題
3 第2期スポーツ基本計画が目指すもの	2 目指す姿を実現するための取組	1 生涯スポーツについて
第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針	基本方向	2 競技スポーツについて
1 スポーツで「人生」が変わる！	主な取組内容	3 体育・スポーツの基盤について
2 スポーツで「社会」を変える！	① 体力向上や運動に親しむ環境づくり	4 学校における体育・スポーツについて
3 スポーツで「世界」とつながる！	② 健康教育の充実	5 健康教育について
4 スポーツで「未来」を創る！	③ 指導者の資質向上・授業力向上	◇ 基本理念
第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策	3 取組に当たっての協働と役割分担	1 スポーツ振興の基本的な考え方
1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実	4 県の具体的な推進方策(工程表)	2 施策の方向と体系
(1)スポーツ参画人口の拡大		◇ 基本的施策
① 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進	No.33 豊かなスポーツライフの振興	1 だれもが親しめるスポーツの振興
② 学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確保と体力の向上	1 みんなで目指す姿	(1) 推進体制の整備充実
③ ビジネスパーソン、女性、障害者のスポーツ実施率の向上と、これまでスポーツに関わってこなかった人へのはたらきかけ	現状	(2) 指導者の養成・確保
(2)スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実	2 目指す姿を実現するための取組	(3) 実践活動の促進
① スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保	基本方向	(4) スポーツ団体の育成
② 総合型地域スポーツクラブの質的充実	主な取組内容	(5) 施設の整備充実
③ スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場の確保	① スポーツの環境づくりと地域に根ざしたスポーツ振興の推進	2 夢と感動の競技スポーツの推進
④ 大学スポーツの振興	② 中長期的な視点に立った選手育成や指導者養成の推進	(1) 競技力向上体制の確立
2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現	③ スポーツ医・科学サポートの推進	(2) 指導体制の整備
(1)スポーツを通じた共生社会等の実現	④ 第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会の開催に向けた県民参加の促進	(3) 選手の育成強化
① 障害者スポーツの振興等	⑤ スポーツの振興による地域活性化の促進	(4) 環境の整備
② スポーツを通じた健康増進	⑥ 障がい者スポーツの振興	(5) 県民の意識高揚
③ スポーツを通じた女性の活躍促進	3 取組に当たっての協働と役割分担	3 学校における体育・スポーツの充実
(2)スポーツを通じた経済・地域の活性化	4 県の具体的な推進方策(工程表)	(1) 指導者の資質向上
① スポーツの成長産業化		(2) 体力向上の推進及び運動に親しむ態度の育成
② スポーツを通じた地域活性化		(3) 研究活動の推進
(3)スポーツを通じた国際社会の調和ある発展への貢献		(4) 施設・設備の整備充実
3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備		4 健康教育の充実
① 中長期の強化戦略に基づく競技力強化を支援するシステムの確立		(1) 学校保健の充実
② 次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築		(2) 学校安全の充実
③ スポーツ医・科学、技術開発、情報等による多面的で高度な支援の充実		(3) 学校給食の充実
④ トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実		◇ 主要な指標
4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上		
① コンプライアンスの徹底、スポーツ団体のガバナンスの強化及びスポーツ仲裁等の推進		
② ドーピング防止活動の推進		
第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項		
1 計画の広報活動の推進		
2 計画実施のための財源の確保と効率的・効果的な活用		
3 計画の進捗状況の定期的な検証		

審議会の今後の開催予定

開催時期		審議の内容等
平成 29 年 11 月 17 日 (金)	第 13 回審議会	・ 諮問
平成 30 年 1 月 24 日 (水)	第 14 回審議会	・ 計画の構成案
平成 30 年 5 月頃	第 15 回審議会	・ 中間答申 (案) について
平成 30 年 6 月頃	第 16 回審議会	・ 中間答申
平成 30 年 9 月頃	第 17 回審議会	・ スポーツ推進計画 (素案) について
平成 30 年 11 月頃	第 18 回審議会	・ スポーツ推進計画 (案) について ・ 答申 (案) について
平成 31 年 1 月頃	第 19 回審議会	・ 答申

次期総合計画の策定について

1 計画策定の趣旨

県民一人ひとりをはじめとした多様な主体が、岩手の未来のあるべき姿に向かって、今後 10 年間に何をすべきかを考えるとともに、県民みんなで力を結集し、行動していくための目指す将来像や取組の方向性を明らかにするものです。

2 計画の役割

岩手の未来のあるべき姿を実現するため、復興とその先も見据え、時代の潮流や岩手の特性・可能性を踏まえながら、今後 10 年間の、県の政策推進の方向や具体的な取組内容を示すとともに、県民等のあらゆる構成主体が自ら取組を進めていくためのビジョンともなるものです。

3 計画の概要

(1) 計画期間

平成 31 年度（2019 年度）から平成 40 年度（2028 年度）の 10 年間とします。

(2) 計画の構成

10 年間の「長期ビジョン」と、マニフェスト・サイクルを考慮した「アクションプラン」による構成とします。

ア 長期ビジョン

長期的な岩手の将来を展望し、県民みんなで目指す将来像と、その実現に向けて取り組む政策の基本方向を明らかにします。

イ アクションプラン

長期ビジョンの実効性を確保するために、重点的・優先的に取り組むべき政策やその具体的な推進方策を明らかにします。

(3) 計画の主な方向性

ア 「日本国憲法第 13 条（個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重）」や「地方自治法第 1 条の 2（地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とすると規定）」の考え方を踏まえ、「幸福」をキーワードに、岩手が持つ多様な豊かさやつながりなどにも着目し、岩手の将来像を描いていきます。

イ 「岩手県東日本大震災津波復興基本計画」の計画期間が平成 30 年度までであることを踏まえ、次期総合計画においても、被災者一人ひとりの幸福追求権の保障など、「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針」に掲げた二つの原則を引き継ぎ、復興の取組を明確に位置付け、市町村や国と一体となった切れ目のない取組を進めていきます。

4 計画策定の進め方

(1) 岩手県総合計画審議会

知事が岩手県総合計画審議会に諮問を行い、審議会において、次期総合計画の基本的方向についての審議を行った上で、知事に答申を行います。

※ 岩手県総合計画審議会への諮問と答申について

総合計画審議会は、県政の総合的な計画の策定に関する重要事項などを調査審議するための知事の諮問機関として置かれています。

次期総合計画の基本的方向について、知事から意見（諮問）を求められ、その審議結果を知事に報告（答申）します。

なお、知事は、その報告結果に基づいて次期総合計画を策定します。

(2) 県民等からの意見聴取

各策定過程を通じて、「今後 10 年の岩手」などをテーマに、広く県民、NPO、企業、有識者等からの提案、意見を集め、反映します。

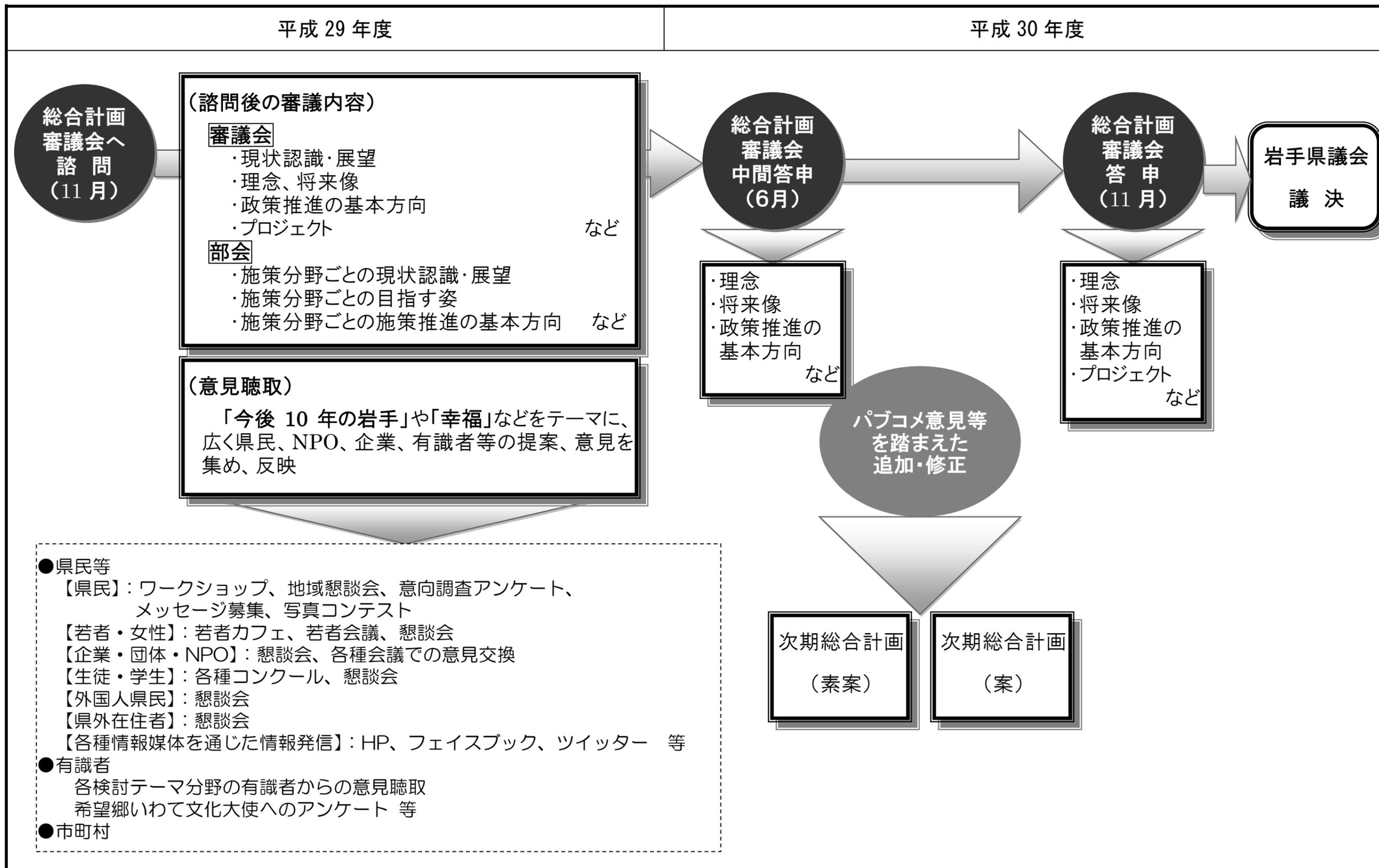
5 計画の呼称

計画の決定・公表時においては、県民がより親しみやすい名称を付すこととしますが、当面の呼称は「次期総合計画」とします。

6 策定スケジュール

- | | | |
|-----|---------------|---------------------------|
| (1) | 平成 29 年 11 月 | 総合計画審議会へ諮問 |
| (2) | 平成 30 年 6 月頃 | 総合計画審議会の中間答申
計画（素案）の公表 |
| (3) | 平成 30 年 9 月頃 | 計画（案）の公表 |
| (4) | 平成 30 年 11 月頃 | 総合計画審議会の答申 |
| (5) | 平成 31 年 3 月頃 | 県議会議決、計画の決定・公表 |

次期総合計画の策定の進め方(スケジュール)



次期総合計画の構成（イメージ）

《長期ビジョン》

- はじめに（計画策定の趣旨、計画の役割・期間・構成、計画推進の考え方 等）
- 理念（幸福、幸福の要素 等）
- 将来像
- 現状認識・展望（世界、日本、岩手）
- 復興推進の基本方向
- 政策推進の基本方向
- 長期的・政策横断的に取り組む重要構想〔プロジェクト〕
- 地域振興の展開方向（広域圏の振興、県域や広域圏を越えた広域的な連携の強化 等）
- 県政運営の基本姿勢（多様な主体との協働、市町村との連携、行政経営のあり方 等）

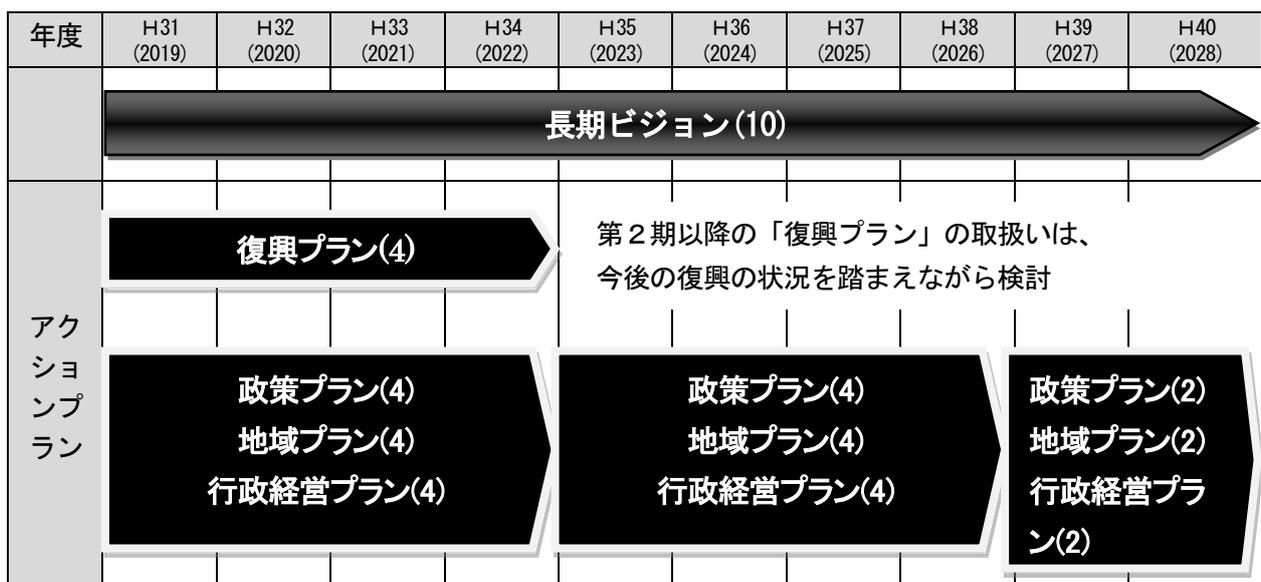
《アクションプラン》

長期ビジョンの実効性を確保するため、重点的・優先的に取り組むべき政策や具体的な推進方策を盛り込む。〔第1期：平成31年度～平成34年度〕

（※いずれも名称は現段階の仮称）

- 復興プラン
- 政策プラン
- 地域プラン
- 行政経営プラン

《想定される計画期間》



（ ）内は期間年数

1 位置付け

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第5項の規定に基づき県議会に提出する決算附属書類
- (2) 県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例(平成15年岩手県条例第59号)第5条の規定に基づく県議会への報告書類

2 内容と構成

- (1) 平成28年2月に策定した「いわて県民計画」の第3期アクションプラン[政策編]に掲げる各種指標の平成28年度目標に対する28年度末時点の達成状況を示すもの。
- (2) 7つの政策及び42の政策項目について、指標の達成状況、主な取組事項、指標一覧表などを掲載。

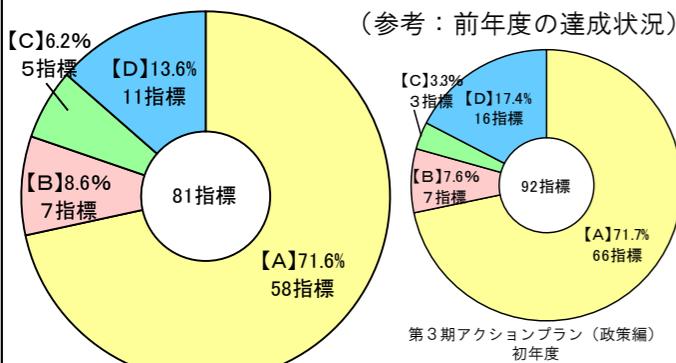
3 アクションプラン[政策編]の達成状況

- (1) 「みんなで目指す姿」を示した81(99)*の指標の「概ね達成」以上の割合は80.2%となりました。7つの政策について見ると、「社会資本・公共交通・情報基盤」分野では38.9%の指標(18指標のうち7指標)が「やや遅れ」・「遅れ」となっています。[*指標数の()内は、未確定指標を含む全指標数。以下同じ]
- (2) 「具体的な推進方策」を示した347(371)の指標の「概ね達成」以上の割合は88.5%となりました。7つの政策について見ると、「医療・子育て・福祉」分野では22.7%の指標(44指標のうち10指標)が「やや遅れ」・「遅れ」となっています。
- (3) 「みんなで目指す姿」及び「具体的な推進方策」の最終目標(平成30年度)に対する進捗状況は、4年の計画期間の2年度時点において、進捗率50%以上の指標が6割程度となっています。
- (4) 年度後半に実施する「政策形成支援評価」では、今回取りまとめた指標データだけでは表すことのできない課題・県民意識等も含めた詳細な分析を行い、これを今後の施策に反映させていきます。

- みんなで目指す姿: 県民・NPO・企業、市町村、県などのあらゆる主体が一体となって実現を目指す最終目標
- 具体的な推進方策: 県が主体となって具体に取り組む施策
- 達成度の見方: 「達成【A】」:100%以上、「概ね達成【B】」:80%以上100%未満、「やや遅れ【C】」:60%以上80%未満、「遅れ【D】」:60%未満

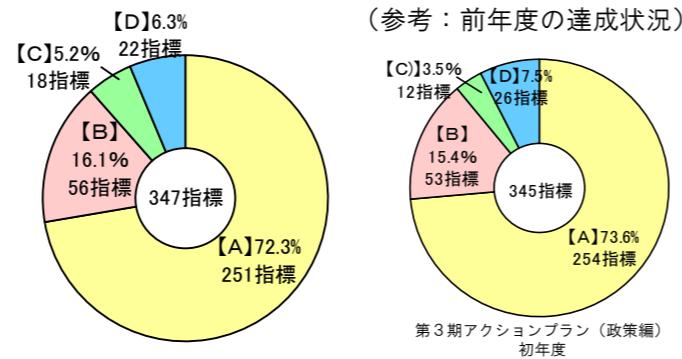
(1)「みんなで目指す姿」指標の達成状況

- ① 「達成【A】」又は「概ね達成【B】」: 65指標(80.2%)
- ② 「やや遅れ【C】」又は「遅れ【D】」: 16指標(19.8%)



(2)「具体的な推進方策」指標の達成状況

- ① 「達成【A】」又は「概ね達成【B】」: 307指標(88.5%)
- ② 「やや遅れ【C】」又は「遅れ【D】」: 40指標(11.5%)



(3)最終目標(平成30年度)に対する進捗状況
進捗率が50%以上となっている指標数

- ① 「みんなで目指す姿」: 54指標(66.7%)
- ② 「具体的な推進方策」: 240指標(69.2%)

	目指す姿		具体的な推進方策	
	50%以上	50%未満	50%以上	50%未満
I 産業・雇用	75.0%	25.0%	67.9%	32.1%
II 農林水産業	90.0%	10.0%	53.8%	46.2%
III 医療・子育て・福祉	60.0%	40.0%	65.9%	34.1%
IV 安全・安心	72.7%	27.3%	80.0%	20.0%
V 教育・文化	78.9%	21.1%	89.0%	11.0%
VI 環境	60.0%	40.0%	62.5%	37.5%
VII 社会資本・公共交通・情報基盤	38.9%	61.1%	53.7%	46.3%
全体	66.7%	33.3%	69.2%	30.8%

<7つの政策ごとの達成状況> ※ ()内は指標数

	達成【A】	概ね達成【B】	やや遅れ【C】	遅れ【D】
I 産業・雇用(8)	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%
II 農林水産業(10)	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%
III 医療・子育て・福祉(10)	60.0%	10.0%	0.0%	30.0%
IV 安全・安心(11)	72.7%	0.0%	18.2%	9.1%
V 教育・文化(19)	94.7%	0.0%	0.0%	5.3%
VI 環境(5)	60.0%	40.0%	0.0%	0.0%
VII 社会資本・公共交通・情報基盤(18)	50.0%	11.1%	16.7%	22.2%
全体(81)	71.6%	8.6%	6.2%	13.6%

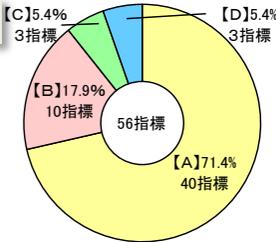
注: 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

4 7つの政策の具体的な推進方策の状況

政策I【産業・雇用 ~「産業創造県いわて」の実現~】

<概ね達成以上の割合 89.3%>

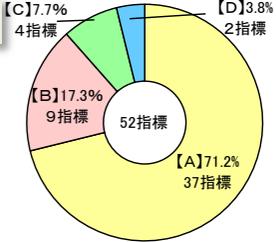
- ① 概ね達成以上の主な推進方策は、「地場産業事業者の新規需要開拓への支援」、「安定雇用の拡充」等。
- ② 遅れが見られる推進方策は、「効果的な情報発信と誘客活動」(雪不足によるスキー客の大幅な減少や、平成28年台風第10号による沿岸部の被災により、観光ホームページアクセス件数が減少したため)等。



政策II【農林水産業 ~「食と緑の創造県いわて」の実現~】

<概ね達成以上の割合 88.5%>

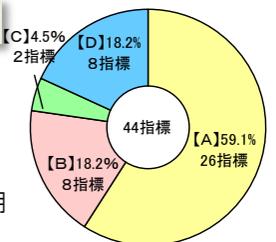
- ① 概ね達成以上の主な推進方策は、「全国トップレベルの「安全・安心産地」の形成」、「県産農林水産物のブランド化等の推進」等。
- ② 遅れが見られる主な推進方策は、「生産性・市場性の高い産地づくりの推進」(ふ化場復旧途上により震災翌年度のサケの稚魚放流尾数が少なかったことや、稚魚放流時の海水温環境が適さなかったこと等により、平成28年度の回帰尾数が大きく減少したため)等。



政策III【医療・子育て・福祉 ~「共に生きるいわて」の実現~】

<概ね達成以上の割合 77.3%>

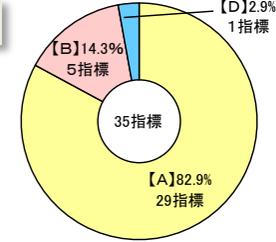
- ① 概ね達成以上の主な推進方策は、「子どもの健全育成の支援」、「自殺対策の推進」等。
- ② 遅れが見られる主な推進方策は、「質の高い医療が受けられる体制の整備」(利用環境のさらなる改善に向けた整備に時間を要したことにより、小児医療遠隔支援システムの利用回数が見込みを下回ったため)、「障がい者が必要なサービスを利用しながら安心して生活ができる環境の構築」(利用者の入院や施設入所などにより、居宅介護等サービス及び生活介護サービス月間利用者数が見込みを下回ったため)等。



政策IV【安全・安心 ~「安心して、心豊かに暮らせるいわて」の実現~】

<概ね達成以上の割合 97.1%>

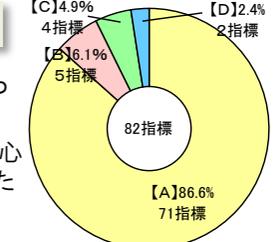
- ① 概ね達成以上の主な推進方策は、「県民の防犯意識の高揚」、「若者の活躍への支援」等。
- ② 遅れが見られる推進方策は、「地域の安全を地域が守る体制の整備(共助)」(市町村と住民との協議に時間を要したこと等により、自主防災組織の組織率50%以上の市町村数が前年度と同じ数にとどまったため)。



政策V【教育・文化 ~「人材・文化芸術の宝庫いわて」の実現~】

<概ね達成以上の割合 92.7%>

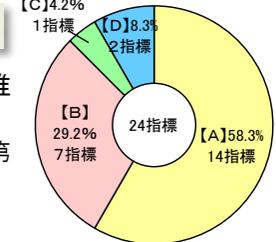
- ① 概ね達成以上の主な推進方策は、「学習活動を支援する環境の充実」、「中長期的な視点に立った選手育成や指導者養成の推進」等。
- ② 遅れが見られる主な推進方策は、「地域課題解決に向けた岩手県立大学の取組」(首都圏を中心とする県外企業の採用動向等の影響もあり、県立大学卒業生の県内就職割合が見込みを下回ったため)等。



政策VI【環境 ~「環境王国いわて」の実現~】

<概ね達成以上の割合 87.5%>

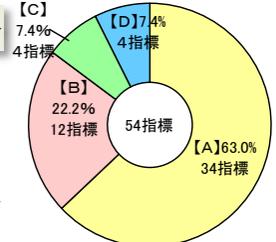
- ① 概ね達成以上の主な推進方策は、「廃棄物の発生抑制を第一とする3Rの促進」、「環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進」等。
- ② 遅れが見られる推進方策は、「水と緑を守る取組の推進」(復興工事の長期化、平成28年台風第10号災害の復旧作業に伴う伐採作業員の不足により「いわての森林づくり県民税」による強度間伐作業に遅れが生じたため)等。



政策VII【社会資本・公共交通・情報基盤 ~「いわてを支える基盤」の実現~】

<概ね達成以上の割合 85.2%>

- ① 概ね達成以上の主な推進方策は、「復興道路等の整備推進」、「復興まちづくり・住宅再建の促進」等。
- ② 遅れが見られる主な推進方策は、「快適で魅力あるまちづくりの推進」(バリアフリー化に多大な設備投資が必要な施設や配置計画上、施設の設置が困難な場合もあるため等)、「広域的な交通基盤の維持・確保」(人口減少や少子高齢化の進展、路線廃止などによる利便性の低下などにより、広域的なバスの利用者が減少しているため)等。



1 今なぜ幸福に関する指標を研究するのか

- 経済成長は必ずしも人々の幸福とは繋がっていないとの研究結果（幸福のパラドクス）もあり、物質的なゆたかさだけでは様々な要素に着目することが重要。
- このような背景の中、県民の幸福を的確に把握することや、県民が自らの幸福について考えるきっかけとすること等を目的として、「岩手の幸福に関する指標」を策定する。
- そして、指標の次期総合計画への反映等を通じて、個人として、また、社会として幸福を求めることができる岩手県を目指す。

2 指標策定の基本方針

(1) 新たな施策の展開に活用できる指標とする。

短期的な数値の変動や、他地域との比較を主眼とするのではなく、本県の強み弱みを多面的に分析し、よりよい施策への活用を重視する。

(2) 県民の実感を踏まえた指標とする。

県民意識調査の結果を重視した指標とする。また、指標を活用し、県民が自らの幸福について考え、身近な人や地域の幸福についても意識するきっかけとする。

(3) 物質的なゆたかさに加え、岩手が目指すゆたかさにも着目した指標とする。

幸福に関連する様々な要素を考慮し、物質的なゆたかさ以外の要素である、「岩手ならではの生き方」や「人のつながり」といったゆたかさにも着目する。

3 指標の策定

(1) 指標体系等の考え方

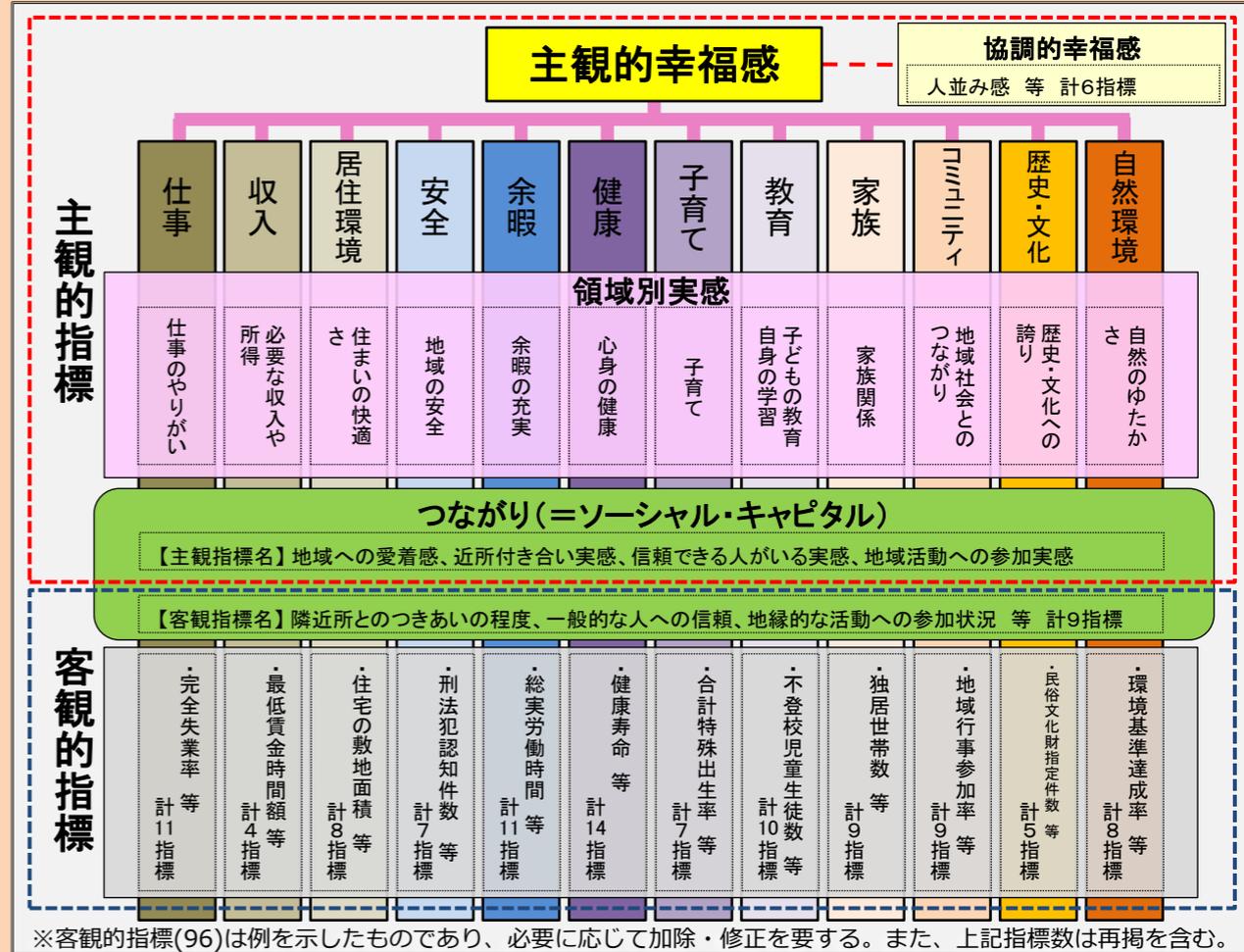
- 指標は、多面的な分析を可能とする観点から、個別指標の集まりである「ダッシュボード方式」で示す。
- 幸福は主観的な面の影響が大きいことから、主観的指標を中心とし、統計データによる客観的指標で補足する。
- 主観的指標は、「主観的幸福感^{*1}」と、主観的幸福感に関連する領域ごとにその実感を評価した「領域別実感^{*2}」等で構成する。
- 岩手が目指すゆたかさを表す指標として、「協調的幸福感^{*3}」と「ソーシャル・キャピタル^{*4}」を設定する。

(2) 県の施策に関する県民意識調査結果

- 指標体系等の妥当性を検証するため、県民意識調査に新たに幸福感等に関する設問を追加し、県民の幸福に関する実感等を把握した。
- 主観的幸福感と従来計測していた生活満足度を比較したところ、両者は異なる傾向がみられ、新たに主観的幸福感を測定する意義が確認できた。
- 先行事例等を参考に設定した12領域ごとの実感（領域別実感）は、強弱の差はあるものの、主観的幸福感と一定の相関が確認できた。
- 協調的幸福感は、主観的幸福感と強い相関が確認できた。
- 本県のソーシャル・キャピタルは、他の全国調査結果に比べ高い傾向が確認できた。また、ソーシャル・キャピタルの実感と主観的幸福感及び領域別実感との間に、一定の相関が確認できた。

(3) 指標体系の設定

- 県民意識調査結果や先行事例に基づき、次の12領域を主観的幸福感に関連する領域とし、領域ごとの実感を領域別実感として設定する。
【仕事、収入、居住環境、安全、余暇、健康、子育て、教育、家族、コミュニティ、歴史・文化、自然環境】
- 協調的幸福感は、主観的幸福感との因果関係が明らかではなく、政策として関与しにくい概念であるが、岩手ならではの生き方といった観点から、今後も継続して把握が必要な概念と考え、参考的な指標として設定する。
- ソーシャル・キャピタルは、本県の特徴の一つである「つながり」を示す指標として、全領域に関連する横断的な指標として設定する。
- 客観的指標例は、主観的指標ではとらえにくい点を補足する観点から領域別に設定することとし、経年把握や全国比較が可能な96指標を一例として示す。



※1 主観的幸福感
県民意識調査等で「あなたは現在、どの程度幸福だと感じていますか。」という設問に対し、5段階で評価されたもの。

※2 領域別実感
県民意識調査等で、主観的幸福感に関連するとされる領域ごとの実感を問う設問に対し、5段階で評価されたもの。

※3 協調的幸福感
他者との協調性、平穏な感情状態、人並み感等を総称する幸福感。他国に比べ日本は、これらを重視しながら自らの幸福を考える傾向があるとされ、岩手県でも類似の傾向が確認された。

※4 ソーシャル・キャピタル (社会関係資本)
交流、信頼、社会参加等の個人間のつながりのことを示す。これらが豊かな地域は幸福が高い傾向にあるとされており、岩手県でも類似の傾向が確認された。

4 県民参画の手法

- 幸福研究の目的について県民に理解していただくとともに、県民の意見を聴き、また、幸福について考えていただくきっかけとなる県民参画の手法を検討するため、新たに「幸福について考えるワークショップ」を試行的に3回開催した。
- ワークショップの試行結果を踏まえ、県民が地域等でいつでも、どこでもワークショップを開催できるようにするためのマニュアルとして「ワークショップの手引き」を作成した。
- また、自身の幸福を簡便的に「見える化」でき、ワークショップの際の議論のきっかけとするためのツールとして、「幸福カルテ」を策定した。

5 未来の幸福に向けて

- 本指標体系は生活者の視点が重視されていることから、政策等に活用する際は、産業政策、インフラ整備等、生産者への配慮を期待する。また、現役世代の幸福のみを優先することなく、将来世代にわたり社会の幸福が持続可能となるよう期待する。
- 幸福研究の目的を県民に理解してもらうとともに、県民一人ひとりが幸福について考えてもらうきっかけのため、ワークショップ等を活用した県民参加の取組が継続することを期待する。
- 本報告書を皮切りに、個人や地域の幸福を考えてみようという動きが広がることで、本研究結果が、それぞれの地域にふさわしい内容に修正されながら、広く活用されることを期待する。